

障害者等の利用に係る公の施設使用料等 減免条例の制定、都市公園条例の一部改正、 特例市の指定の申出を可決

議員提出議案は、5議案が提出され4議案を可決

障害者等の利用に係る 公の施設使用料等 減免条例の制定を可決

この条例は、障害者基本法

第21条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料等を減免することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図るために制定するものである。

条例の主な内容は、次の方々が市の設置した公の施設を利用する場合、その使用料等が減額、または免除となるものです。

①手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者及びその介護者（介護者は、障害者1人につき1人に限ります。）

②障害者を扶養する者
③障害者団体（過半数が障害者または障害者を扶養する者で構成されている団体とします。）

また、減免の手続及び内容は、次のとおりです。

①手帳所持者は、交付を受けている手帳を提示することにより免除となります。
②障害者を扶養する者は、扶養されている人の手帳を提示することにより免除となります。

③介護者は、障害者に現に付き添って介護をしている旨を申し出ることににより免除となります。

④障害者団体は、団体登録証を提示することにより半額となります。（団体登録証の交付を受けるには、事前に市に申請する必要があります。）

【全員一致で原案可決】

都市公園条例の 一部改正を可決

この条例は、指定管理者制度の導入及びバーベキュー施設の有料化に伴い、改正するものです。

指定管理者制度の導入については、有料体育施設に指定管理者制度を導入することに伴い、有料体育施設が設置されている大沼公園、南栄町第1近隣公園、谷原第1公園、中央町第3公園、牛島公園、庄和総合公園の6公園を、有料体育施設とあわせて平成20年4月から指定管理者に移行し、体育施設と都市公園を一括運営管理することにより、効果的、効率的な運営を図り、市民サービスの向上と経費の削減を図るものです。

また、内牧公園及び庄和総

合公園にあるバーベキュー施設の専用炉等の利用の対価として、利用者に維持管理費の一部を負担していただくものです。

バーベキュー施設の使用料については、平成20年4月1日の使用分から適用となります。

【賛成多数で原案可決】

討 論

安全を含むサービス向上と経費節減を市直営で行うことを求め反対（日本共産党）

管理者が収益を志向すれば、住民サービス低下のおそれがあります。住民サービス向上のために住民や議会がチェックする仕組みは、法律上も、条例上もありません。雇用問題発生のおそれもあります。

行政が指定管理者制度にのみり込む危険が増大している今日において、特に公共サービスの存在意義を明らかにする必要があります。

官から民へ、という主張は、行政の縮小と公務員削減によつて、行政の持つ社会的弱者に奉仕する機能を低下させるものであり反対します。

住民サービスの向上と経費の縮減が期待できるため賛成（新政の会）

今回、体育施設に指定管理者制度を導入することに伴い、体育施設が設置されている都市公園6カ所についても指定管理者制度を導入し、体育施設と都市公園を一括して管理運営することにより、民間の活力や柔軟な発想を生かし、多様化する住民ニーズに効果的、効率的な対応が図られるものと考えます。

バーベキュー施設の有料化については、受益者負担の原則に基づき維持管理費の一部を負担していただくことは、十分説明することで理解が得られるものと考え賛成します。

特例市の指定の 申出を可決

特例市は、指定都市、中核市に続く地方分権の担い手として創設され、人口20万人以上の市に対し一定の事務権限が県から移譲される制度です。この議案は、特例市の指定を総務大臣に申出することについて議決を求めるものです。

【全員一致で原案可決】

議員提出議案

市議会政務調査費の 交付に関する条例の 一部改正を可決

春日部市議会においては、議長の諮問により、議会活性化調査会が設置されており、「政務調査費の収支報告にあたって、領収書等の添付を義務付けることについては、早急に取り組むべきである。」との第1次報告がありました。この報告を受けて提案した

今回の条例改正では、「政務調査費収支報告書の提出にあたっては、当該支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。」こととなります。また、収支報告書とあわせて、領収書等の写しも保存することになります。なお、今回の改正により実際に領収書等の添付義務が生じるのは、今後提出される収支報告書からとなります。

【全員一致で原案可決】

異常気象による災害対策や 地球温暖化対策の 強化・拡充を求める意見書

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発しています。

温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされています。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化しています。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところではあります。

このような状況下、環境立国をめざす日本は、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきです。

よって、国及び政府においては、以上の現状を踏まえ、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。
- 2 集中豪雨や竜巻等の局地

予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。

- 3 学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせて教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。
- 4 森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めると共に、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

- 5 今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成19年6月14日
春日部市議会

請願

公民館の有料化にともなう 使用料の減免・減額 措置等についての請願

○請願要旨

- 1 公民館有料化にあたって、使用料について適切な減免・減額措置を講じてください。
- 2 公民館有料化の具体化にあたっては、住民及び利用者の声を十分聴いてください。
- 3 施設・設備・備品等について改修・拡充・整備してください。

○請願者代表

新日本婦人の会
春日部支部

支部長 柳 美枝子

【全員一致で採択】



討論

真に減免等が必要な事業には適正な措置が必要のため賛成（新政の会）

公民館等の公共施設の有料化については、受益者負担の原則の考え方により、3月定例議会に提案され、可決となったものですが、今後の公民館の使用料制度を運用していく上では、利用団体等の声を十分に聞き、真に減免等が必要な事業に対して適切な措置を講じることが必要であると思いますので、本請願の要旨に賛同するものです。

社会教育関係団体や公用・公益を目的とする団体は減免が必要のため賛成（日本共産党）

公民館は、日本国憲法や社会教育法第20条に基づいて設置された、地域の中心的な社会教育施設です。

春日部市においても、他の多くの自治体と同様に、社会教育法第10条に定める社会教育関係団体や、公用、公共または公益を目的とする団体が使用する場合は、使用料を減免すべきです。

よって、請願に賛成します。